

現行	新	適用
<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  2. 工事仕様書の適用  受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和3年6月改正 政令第172号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b>  24. 電子納品  電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>27. 工事写真  工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。  なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年2月3日付け北開局技管第219号）に基づき実施しなければならない。</p> <p><b>1-1-4 施工計画書</b>  1. 一般事項  (15) その他</p> <p><b>1-1-13 調査・試験に対する協力</b>  6. NETIS  受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。  受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国官施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<b>施工者希望型</b>によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p><b>1-1-14 工事の一時中止</b>  1. 一般事項  発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節<b>1-1-41</b> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b>  4. 再生資源利用計画  受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から<b>成る</b>建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<b>含め</b>監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画  受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<b>含め</b>監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-1 適用</b>  2. 工事仕様書の適用  受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正 政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b>  24. 電子納品  電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。  納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。  <b>なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。</b></p> <p>27. 工事写真  工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。  <b>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化についての一部改定について」（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</b></p> <p><b>1-1-4 施工計画書</b>  1. 一般事項  (15) <b>法定休日・所定休日（週休二日の導入）</b>  (16) <b>その他</b></p> <p><b>1-1-13 調査・試験に対する協力</b>  6. NETIS  受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、次の各号に掲げる措置をしなければならない。  受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国官施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<b>施工者選定型</b>によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p> <p><b>1-1-14 工事の一時中止</b>  1. 一般事項  発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編第1章第1節<b>1-1-43</b> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p><b>1-1-19 建設副産物</b>  4. 再生資源利用計画  受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から<b>なる</b>建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令<b>等</b>に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に<b>その写しを添付して</b>監督職員に提出しなければならない。  <b>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</b></p> <p>5. 再生資源利用促進計画  受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令<b>等</b>に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に<b>その写しを添付して</b>監督職員に提出しなければならない。  <b>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</b></p>	<p>諸法令の改定</p> <p>オンライン電子納品の運用開始による追記</p> <p>基準等の改定</p> <p>条文の追加</p> <p>基準等の改定</p> <p>修正</p> <p>修正  条文の追加</p> <p>条文の追加</p>

現行	新	適用
<p><b>1-1-21 工事完成検査</b> 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、<b>第3編1-1-6</b> 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-22 既済部分検査等</b> 3. 検査内容</p> <p>5. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、<b>第3編1-1-6</b> 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-24 施工管理</b> 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見易い場所に、<b>工事名</b>、工期、発注者名、<b>受注者名</b>及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（<b>令和2年2月21日付け 国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号</b> 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <p><b>1-1-31 環境対策</b> 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する<b>規定</b>（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p><b>1-1-33 交通安全管理</b> 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<b>令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号</b>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p><b>1-1-21 工事完成検査</b> 1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を<b>通じて発注者</b>に提出しなければならない。</p> <p>4. 検査内容 (3) <b>週休二日の履行状況</b></p> <p>7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、<b>第3編1-1-7</b> 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-22 既済部分検査等</b> 3. 検査内容 (3) <b>週休二日の履行状況</b></p> <p>5. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、<b>第3編1-1-7</b> 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-24 施工管理</b> 3. 標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見易い場所に、<b>工事目的</b>、工期、発注者名、<b>施工者名</b>及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における標示施設等の設置基準について（昭和37年8月30日付け 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（<b>令和3年5月27日付け 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号</b> 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。</p> <p><b>1-1-26 週休二日の対応</b> 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所、または技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し、実施に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-32 環境対策</b> 8. 低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する<b>規程</b>（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p><b>1-1-34 交通安全管理</b> 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<b>令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号</b>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知、平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<b>令和3年7月改正政令第198号</b>）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、<b>または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答</b>を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（<b>令和4年1月改正政令第16号</b>）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（<b>令和4年4月改正法律第32号</b>）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>条文の追加</p> <p>修正</p> <p>条文の追加</p> <p>修正</p> <p>基準等の改定</p> <p>条文の追加</p> <p>修正</p> <p>諸法令の改正</p> <p>諸法令の改正 条文の追加</p>



現行	新	適用
1-2-24 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について	1-2-24 土木工事における受発注者の業務効率化の実施（工事書類簡素化）について	表記修正
1-2-27 工事で発生する建設副産物等の取り扱いについて	1-2-27 工事で発生する建設副産物等の取り扱いについて 8. 再生資源利用計画及び、再生資源地用促進計画の現場掲示 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加
	1-2-31 1日未満で完了する作業の積算について 1. 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。 2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。 3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4. 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工積算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 6. 1日未満積算基準「3. 判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、総則58「施工箇所が点在する工事の積算方法の適用工事」の箇所とする。	条文の追加
	1-2-32 熱中症対策に資する現場管理費の補正について 1. 熱中症対策に資する現場管理費の補正は、主たる工種が屋外作業となる工事が対象である。 2. 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の希望がある場合、工事着手前に発注者に対して熱中症対策に資する気温計測に取り組み旨の協議を行い、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について協議が整った場合に組みを行うことができる。 3. 真夏日とは、日最高気温が30度以上または、暑さ指数（WBGT）25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上または、暑さ指数（WBGT）25度以上の場合とする。 4. 工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 5. 真夏日率とは、以下の式により算出された率をいう。 真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期 6. 計測方法 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者負担とするものとする。 7. 積算方法等 受注者より提出された計測結果の資料をもとに真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。 (1) 補正方法 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。 なお、補正は変更契約において行うものとする。 補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数：1.2 (2) 現場管理費 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値) なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。 8. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の確認方法は、次によるものとする。 1) 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の計画書を作成し発注者へ提出する。 2) 受注者は、計測結果を定期的に発注者へと報告する。 3) 報告の様式及び時期は受注者と発注者と協議して定める。 9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者又は第三者によるアンケート調査が行われる場合には受注者は協力するものとする。	条文の追加

現行	新	適用
	<p><b>1-2-33 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について</b></p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症において、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、設計変更において計上することがあるので、受注後速やかに監督職員と協議を行うこと。なお、感染拡大防止対策の実施にあたっては下記を参照されたい。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について（令和2年5月25日付事務連絡）  <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf</a></p> <p>②建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））  <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf">https://www.mlit.go.jp/tec/content/001345651.pdf</a></p> <p>2. 協議の結果、設計変更が必要と認められた場合は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注者は、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。</li> <li>・ 最終精算変更時点において、変更実施計画書及び実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更内容について協議するものとする。</li> <li>・ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</li> <li>・ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</li> </ul> <p><b>1-2-34 現場環境改善（快適トイレの試行）について</b></p> <p>1. 内容</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式（洋風）便器</li> <li>(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）</li> <li>(3) 臭い逆流防止機能</li> <li>(4) 容易に開かない施錠機能</li> <li>(5) 照明設備</li> <li>(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</li> </ol> <p>【付属品として備えるもの】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</li> <li>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</li> <li>(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）</li> <li>(10) 鏡と手洗器</li> <li>(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</li> </ol> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）</li> <li>(13) 擬音装置（機能を含む）</li> <li>(14) 着替え台</li> <li>(15) 臭気対策機能の多重化</li> <li>(16) 室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</li> </ol> <p>2. 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、「1. 内容」を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で見積計上できるものとする。</p> <p>3. その他</p> <p>快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議のうえ、対象外とする。</p>	<p>条文の追加</p> <p>条文の追加</p>

現行	新	適用
<p>第3編 機械設備工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-12 技術検査 7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>第4編 機械設備編 第6章 消融雪設備 第2節 取水設備 6-2-1 地下水利用 1. さく井 (2) 受注者は掘削中の泥水等の排水処理を行う場合、水質汚濁等に関わる環境基準について（環境庁告示）、都道府県条例等に従い、適切に処理を行うものとする。なお、ペントナイト泥水については産業廃棄物として処理するものとする。</p>	<p>1-2-35 北海道インフラゼロカーボン試行工事について 1. 試行の実施について 受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行を行うこととする。 2. 試行の内容について 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発案し実施することができる。本取組を実施する場合は、施工計画書に「北海道インフラゼロカーボン」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、管制検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、CO2排出（吸収）量等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。 3. 工事成績評定について 施工計画書で位置づけられた「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。 4. 試行の費用について 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p> <p>1-2-36 直轄工事における特車通行許可について 1. 通行許可等 1) 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車両区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。 2) 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管をするとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第3編 機械設備工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-12 技術検査 7. 適用規定 受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-7 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。</p> <p>第4編 機械設備編 第6章 消融雪設備 第2節 取水設備 6-2-1 地下水利用 1. さく井 (2) 受注者は掘削中の泥水等の排水処理を行う場合、「水質汚濁等に関わる環境基準」（環境庁告示）、都道府県条例等に従い、適切に処理を行うものとする。なお、ペントナイト泥水については産業廃棄物として処理するものとする。</p>	<p>条文の追加</p> <p>条文の追加</p> <p>修正</p> <p>修正</p>